

改 定 前（令和2年10月）	改 定 後（令和3年10月）
<p>第1102条 用語の定義</p> <p>13. 「契約書」とは、「設計業務等委託契約書の改正について」（令和2年〇月〇日付け企画第〇〇〇〇号）、別冊設計業務等委託契約書をいう。</p> <p>33. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>（1）緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。</p> <p>（2）電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。</p> <p>34. 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。</p> <p>35. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。</p> <p>36. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>37. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>38. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p>	<p>第1102条 用語の定義</p> <p>13. 「契約書」とは、別冊の「設計業務等委託契約書」をいう。</p> <p>33. 「連絡」とは、調査職員と受注者の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。</p> <p>なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>34. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。</p> <p>35. 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</p> <p>なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>36. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。</p> <p>ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p>37. 現行のとおり</p> <p>38. 現行のとおり</p> <p>39. 現行のとおり</p> <p>40. 現行のとおり</p> <p>41. 現行のとおり</p>

改 定 前（令和2年10月）	改 定 後（令和3年10月）
<p>39. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>40. 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>41. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p>第1108条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>（6）照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。</p> <p>第1117条 成果物の提出</p> <p>4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省・平成28年3月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「福岡県県土整備部電子納品運用ガイドライン」に基づくものとする。</p> <p>第1211条 設計業務の成果</p> <p>（3）設計図面</p> <p>設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。</p>	<p>42. 現行のとおり</p> <p>43. 現行のとおり</p> <p>44. 現行のとおり</p> <p>第1108条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2. 現行のとおり</p> <p>（6）照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（書面または押印を含む）のうえ管理技術者に提出するものとする。</p> <p>第1117条 成果物の提出</p> <p>4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省・令和2年3月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「福岡県県土整備部電子納品運用ガイドライン」に基づくものとする。</p> <p>第1211条 設計業務の成果</p> <p>（3）設計図面</p> <p>設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。</p> <p>なお、横断図等で施工位置が判断できるもの以外の構造物については、施工位置の誤認がないように、中心線や座標等を判り易く記載した設計図書を作成するものとする。</p>

改 定 前（令和2年10月）	改 定 後（令和3年10月）
<p>第 4202 条 砂防調査の区分 (1) 水系砂防調査</p> <p>第 4203 条 水系砂防調査 1. 業務目的 水系砂防調査は、流域における土砂の生産およびその流出による土砂災害の対策計画立案のための調査を目的とする。</p> <p>2. 業務内容 2) 河床変動量調査 縦横断測量成果などにより、砂防施設計画のための河床変動量を把握する。</p> <p>第 4204 条 土石流対策調査 2. 業務内容 (5) 既存施設調査 受注者は、既存施設調査について、第 4203 条水系砂防調査第 2 項 (8) に準じるものとする。</p> <p>(8) 総合検討 受注者は、総合検討について、第 4203 条水系砂防調査第 2 項 (12) に準じるものとする。</p> <p>第 4205 条 流木対策調査 2. 業務内容 (5) 既存施設調査 受注者は、既存施設調査について、第 4203 条水系砂防調査第 2 項 (8) に準じるものとする。</p> <p>(8) 総合検討 受注者は、総合検討について、第 4203 条水系砂防調査第 2 項 (12) に準じるものとする。</p> <p>第 4206 条 火山砂防調査 2. 業務内容 (6) 総合検討 受注者は、総合検討について、第 4203 条水系砂防調査第 2 項 (12) に準じるものとする。</p> <p>第 3 節 砂防計画</p> <p>第 4207 条 砂防計画の区分 砂防計画は以下の区分により行うものとする。</p>	<p>第 4202 条 砂防調査の区分 (1) 土砂・洪水氾濫対策調査 (水系砂防調査)</p> <p>第 4203 条 土砂・洪水氾濫対策調査 1. 業務目的 土砂・洪水氾濫対策調査は、流域における土砂の生産およびその流出による土砂災害の対策計画立案のための調査を目的とする。</p> <p>2. 業務内容 2) 河床変動量調査 河床変動計算、縦横断測量成果などにより、砂防施設計画のための河床変動量を把握する。</p> <p>第 4204 条 土石流対策調査 2. 業務内容 (5) 既存施設調査 受注者は、既存施設調査について、第 4203 条土砂・洪水氾濫対策調査第 2 項 (8) に準じるものとする。</p> <p>(8) 総合検討 受注者は、総合検討について、第 4203 条土砂・洪水氾濫対策調査第 2 項 (12) に準じるものとする。</p> <p>第 4205 条 流木対策調査 2. 業務内容 (5) 既存施設調査 受注者は、既存施設調査について、第 4203 条土砂・洪水氾濫対策調査第 2 項 (8) に準じるものとする。</p> <p>(8) 総合検討 受注者は、総合検討について、第 4203 条土砂・洪水氾濫対策調査第 2 項 (12) に準じるものとする。</p> <p>第 4206 条 火山砂防調査 2. 業務内容 (6) 総合検討 受注者は、総合検討について、第 4203 条土砂・洪水氾濫対策調査第 2 項 (12) に準じるものとする。</p> <p>第 3 節 砂防計画 第 4207 条 砂防計画の区分 現行のとおり</p>

改 定 前（令和2年10月）	改 定 後（令和3年10月）
<p>(1) 水系砂防計画 第4208条 水系砂防計画</p> <p>1. 業務目的 水系砂防計画は、水系砂防調査の結果に基づいて、流域における土砂の生産および流出による土砂災害を防止するための対策計画の検討を目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 計画土砂量等検討 受注者は、水系砂防調査結果に基づいて基本方針の策定および計画生産土砂量、計画流出土砂量、計画許容流出土砂量の検討を行うものとする。</p> <p>2) 計画生産土砂量 水系砂防調査の結果に基づき計画生産土砂量を検討する。</p> <p>3) 計画流出土砂量 水系砂防調査の結果に基づき計画規模洪水時の計画基準点における流出土砂量を検討する。</p> <p>4) 計画許容流出土砂量 計画基準点における流水の掃流力、流出土砂の粒径等を考慮して、河道の現況から許容流出土砂量を検討する。</p> <p>(4) 砂防施設配置計画</p> <p>1) 基本事項検討 土砂処理計画として、土砂生産抑制計画及び土砂流総制御計画について検討する。</p> <p>2) 施設配置計画 既存砂防施設による土砂整備率および基本事項の検討結果に基づき、計画する砂防施設の位置、工種、規模を検討する。</p> <p>(6) 総合検討 受注者は、水系砂防調査および水系砂防計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p>	<p>(1) 土砂・洪水氾濫対策計画 第4208条 土砂・洪水氾濫対策計画</p> <p>1. 業務目的 土砂・洪水氾濫対策計画は、土砂・洪水氾濫対策調査の結果に基づいて、流域における土砂の生産および流出による土砂災害を防止するための対策計画の検討を目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 計画土砂量等検討 受注者は、土砂・洪水氾濫対策調査結果に基づいて基本方針の策定および計画生産土砂量、計画流出土砂量の検討を行うものとする。</p> <p>2) 計画生産土砂量 土砂・洪水氾濫対策調査の結果に基づき計画生産土砂量を検討する。</p> <p>3) 計画流出土砂量 土砂・洪水氾濫対策調査の結果に基づき計画規模洪水時の計画基準点における流出土砂量を検討する。</p> <p>(4) 砂防施設配置計画</p> <p>1) 基本事項検討 土砂処理計画として、土砂生産抑制計画及び土砂流送制御計画について検討する。</p> <p>2) 施設配置計画 既存砂防施設による施設効果および基本事項の検討結果に基づき、計画する砂防施設の位置、工種、規模を検討する。</p> <p>(6) 総合検討 受注者は、土砂・洪水氾濫対策調査および土砂・洪水氾濫対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p>

設計業務等共通仕様書（砂防及び地すべり対策編） 新旧対照表

改 定 前（令和2年10月）	改 定 後（令和3年10月）
<p>(1) 水系砂防調査の成果物</p> <p>第4209条 土石流対策計画</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 照査</p> <p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>なお、照査事項は第4208条水系砂防計画第2項(5)に準ずるものとする。</p> <p>第4210条 流木対策計画</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(6) 照査</p> <p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>なお、照査事項は第4208条水系砂防計画第2項(5)に準ずるものとする。</p> <p>第4211条 火山砂防計画</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(9) 照査</p> <p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>なお、照査事項は第4208条水系砂防計画第2項(5)に準ずるものとする。</p> <p>第4節 成果物</p> <p>第4212条 成果物</p> <p>(1) 水系砂防調査</p> <p>(5) 水系砂防計画</p>	<p>(1) 土砂・洪水氾濫対策調査の成果物</p> <p>第4209条 土石流対策計画</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 照査</p> <p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>なお、照査事項は第4208条土砂・洪水氾濫対策計画第2項(5)に準ずるものとする。</p> <p>第4210条 流木対策計画</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(6) 照査</p> <p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>なお、照査事項は第4208条土砂・洪水氾濫対策計画第2項(5)に準ずるものとする。</p> <p>第4211条 火山砂防計画</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(9) 照査</p> <p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>なお、照査事項は第4208条土砂・洪水氾濫対策計画第2項(5)に準ずるものとする。</p> <p>第4節 成果物</p> <p>第4212条 成果物</p> <p>(1) 土砂・洪水氾濫対策調査</p> <p>(5) 土砂・洪水氾濫対策計画</p>